

省令

○農林水産省令第三十六号
植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成二十年五月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)の一部を次のように改正する。

別表二の二の項植物の欄中「及び第四十八」を
「、第四十八及び第五十」に改め、同表の付表第
六中「イスラエル国」を「イスラエル」に、並び
に「ボメロ」を「、ボメロ並びにレモン」に改め、
同表の付表に次のように加える。

五十 マレーシアから発送され、他の地域を経
由しないで輸入されるハルマニス種のマンゴ
ウの生果実であつて農林水産大臣が定める基
準に適合しているもの
附則
この省令は、公布の日から施行する。

告示

○総務省告示第二百九十五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域
の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第
九十号)第三條第一項の規定により、衆議院議長
の要請があつたので、次の地域を政党事務所周辺
地域として指定する。
平成二十年五月十四日

総務大臣 増田 寛也

Table with 2 columns: 名称, 期間, 地域. 名称: 日本共産党本部周辺地域. 期間: 平成二十年五月十七日から平成二十一年五月十六日まで. 地域: 東京都千駄ヶ谷四丁目, 千駄ヶ谷五丁目, 一番から三十三番まで(ただし、特別区道第二十(五三)号路線の部分に限る。), 代々木一丁目

側端の一方のみが右の区域に含まれ
る道路(道路交通法(昭和三十一年
法律第五十号)第二條第一項第三号
に規定する道路をいう。以下同じ。)
の区間のうち当該区域に含まれな
い道路の部分及び側端の少なくとも
一方が右の区域に接する道路の区間
並びにこれらの道路の区間に接する交
差点

○法務省告示第二百六十六号

戸籍法第十八條第一項の規定により、次の市
長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱
う市区町村長に指定する。
この指定は、平成二十年五月三十一日から効力
を生ずる。
平成二十年五月十四日

法務大臣 鳩山 邦夫

○農林水産省告示第七百十四号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表二の付表第六の規定に基づき、平
成二十年三月二十日農林水産省告示第四百三十八号
(イスラエル国産シヤムテ種及びバレンシア種
のスイートオレンジ、グレープフルーツ、スイー
テイ並びにボメロの生果実に係る農林水産大臣が
定める基準を定める件)の一部を次のように改正
し、公布の日から施行する。
平成二十年五月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

一 中「シヤムテ種」を「シヤムテ種」に、スウ
イトオレンジを「スイートオレンジ」に、並
びに「ボメロ」を「、ボメロ並びにレモン」に、あ
つて「を」あつて「に」イスラエル国」を「イ
スラエルの」に、「イスラエル国植物防疫機関」を
「イスラエル植物防疫機関」に改める。
三の(一)中「イスラエル国植物防疫機関」を「イ
スラエル植物防疫機関」に改め、同(二)の中「チ
チュウカイミバエ」を「チチュウカイミバエ」に
改める。
四の(一)中「イスラエル国内」を「イスラエル内」
に、あつて「を」あつて「に」イスラエル国植物
防疫機関」を「イスラエル植物防疫機関」に改め、
同(二)及び(三)中「あつて」を「あつて」に、「イスラ
エル国植物防疫機関」を「イスラエル植物防疫機
関」に改める。

五の(一)の中「シヤムテ種」を「シヤムテ種」
に、「スイートオレンジ」を「スイートオレンジ」
に、「〇・五度になつた」を「摂氏〇・五度になつ
た」に、「一・五度になつた」を「摂氏一・五
度になつた」に、「温度を」を「温度以下」に改め、
同(二)中「〇・五度になつた」を「摂氏〇・五度になつ
た」に、「一・五度になつた」を「摂氏一・五
度になつた」に、「温度を」を「温度以下」に改め、
同(三)中「スイーテイ」を「スイーテイ及びレ
モン」に、「一・五度になつた」を「摂氏一・五度
になつた」に、「温度を」を「温度以下」に改め、同
工中「一・〇度になつた」を「摂氏一・〇度になつ
た」に、「一・五度」を「摂氏一・五度」に改め、
同(二)中「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラ
エル植物防疫機関」に改める。
六の(一)中「実施された」を「実施されている」
に改め、同(二)中「実施された」を「実施されてい
る」に、「イスラエル国植物防疫機関」を「イスラ
エル植物防疫機関」に改め、同(三)中「あつて」を
「あつて」に、「行われた」を「行われている」に
改め、同(四)中「あつて」を「あつて」に、「開始さ
れた」を「開始されている」に改める。
七中「チチュウカイミバエ」を「チチュウカイ
ミバエ」に改める。
八中「各生果実には」を「生果実の各こん包又は
束ねたこん包には」に、「の表示がなされてお
り、また、そのこん包には」を「及び」に改め
る。
○農林水産省告示第七百十五号
植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第
七十三号)別表二の付表第五十の規定に基づき、
マレーシアから発送されるハルマニス種のマンゴ
ウの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次
のように定める。
平成二十年五月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

一 植物及び地域
ハルマニス種のマンゴウの生果実であつて、
マレーシアのうち、マレーシア植物防疫機関が
濃密な病害虫防除が行われる地区として指定し
た地域で生産されたものであること。
二 輸送方法
船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの
であること。
三 生産地における検査及び証明
(一) マレーシア植物防疫機関により検査され、
かつ、その検査の結果、検査有害動植物が付
着していないことを認め、又は信する旨記載
されているマレーシア植物防疫機関が発行し
た植物検査証明書が添付してあるものであること。

(一)の植物検査証明書には、次に掲げる事項
が特記されていること。
ア ミカンコミバエ種群及びウリミバエ(以
下「ミバエ類」という。)に侵されていない
ものであること。
イ 四の消毒が行われたものであること。
四 生産地における消毒
蒸熱処理施設において、生果実の中心部の温
度を摂氏四十三度まで上げ、その後、飽和蒸気
を使用して、生果実の中心部の温度を摂氏四十
六・五度とし、その温度以上で二十分間消毒す
ること。
五 植物防疫官による確認
三の(一)の検査及び四の消毒が的確に行われ
たことが植物防疫官により確認されること。
六 こん包及びこん包場所
(一) 消毒された生果実は、ミバエ類の侵入す
るおそれがないと認められる材料によりこん包
されていること。
(二) (一)のこん包は、ミバエ類の侵入するおそれ
がないと認められる場所で行われていること。
七 表示
(一) 各こん包又は束ねたこん包には、マレーシ
ア植物防疫機関による封印がなされているこ
と。
三の(一)の検査及び四の消毒が行われた生果実
の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検
疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨
の表示がなされていること。
○農林水産省告示第七百十六号
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関す
る法律(昭和二十五年法律第七十五号)第十七
條の八第一項の規定に基づき、財団法人自然農法
国際研究開発センターの認定に関する業務につい
て、次のとおり業務を休止する旨の届出があつた
ので、同条第二項の規定に基づき公示する。
平成二十年五月十四日

農林水産大臣 若林 正俊

一 休止する業務
有機農産物の生産行程管理者、有機加工食品
の生産行程管理者、有機農産物の小分け業者及
び有機加工食品の小分け業者の新規登録申請の
受付業務
二 休止期間
平成二十年十月一日から平成二十一年三月三
十一日まで